

「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」について

新潟地方法務局及び新潟県人権擁護委員連合会では、令和7年8月27日（水）から同年9月2日（火）までの7日間を「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」として、法務局職員又は人権擁護委員が、こどもの人権に関する電話及びLINE相談を受け付けます。以下のとおり、土曜日・日曜日も相談に応じますので、御利用ください。

相談内容	いじめ・児童虐待などこどもの人権に関すること
電話番号	「こどもの人権110番」 ぜろぜろななのひゃくとおばん 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル）
LINE	アカウント名：「法務局LINEじんけん相談」 検索ID：「@linejinkensoudan」 友だち追加はこちらから→ 
相談時間	8/27（水） } 8/28（木） } 8:30～19:00 8/29（金） } 8/30（土） } 8/31（日） } 10:00～17:00 9/1（月） } 9/2（火） } 8:30～19:00 ※通常は、平日8:30～17:15

※ IP電話からは接続できません。